

事務所だより

第82号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「全国安全週間」が始まりました

今年で八十九回目

全国安全週間は、産業界が自主的に労働災害を防止するための活動を推進し、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の向上に取り組み週間です。

昭和三年から毎年実施され、六月一日から六月三十日までを準備期間、七月一日から七月七日までを本週間としています。

全国安全週間にはスローガンが設けられ、週間中の安全に対する意識を高めるため、看板やポスター等で広く事業場に掲示されます。

今年度のスローガン

見えますか？

あなたのまわりの見えない

危険

みんなで見つけよう安全管理

今年度のスローガンでは、安全な職場環境を形成するために、同じ職場にいる労働者全員で早期に危険要因を発見・改善・見える化し、事故の発生を未然に防ぐことを呼びかけています。

準備期間、

本週間で取り組むこと

- ① 安全大会等を開催し、経営トップによる安全に対する所信表明により、関係者の安全に関する意思統一を図る。
- ② 安全パトロールにより職場の総点検を実施する。
- ③ 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信など
- ④ 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、

- 職場見学等の実施により家族の協力の呼びかけを行う。
- ⑤ 緊急時の措置に係る必要な訓練を実施する。
- ⑥ 「安全の日」の設定、全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事を実施する。

継続的に

取り組みたいこと

- ① 安全衛生活動として安全衛生管理体制を確立し、安全衛生教育を実施する。
- 雇入れ時教育の徹底と未熟練労働者に対する教育は必須
- ② 自主的な安全衛生活動を促進する。
- 発生した労働災害の分析と再発防止対策を徹底する。
- 職場の巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動を活性化させる。
- 転倒災害防止対策（STO P！転倒災害シロシエクト）や交通労働災害防止対策、熱中症予防対策、腰痛予防対策など適切な時期にあらためて安全に対する意識付けを行う。

労働保険の年度更新手続き

労働保険料の申告・納付時期になりました。

一年間の賃金総額を集計して保険料を算出しますので、早めに準備されることをお勧めいたします。万一、指定期限内に行わなかったときや納付額に誤りがあったときには、追徴金や延滞金の加算の対象になることがあります。

【労働保険料の算出手順】

労働保険料は、確定

保険料と概算保険料をそれぞれ労災保険料と雇用保険料とに分けて計算します。

まず、今年申告する確定保険料を、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの期間に労働者へ支払った賃金総額に、各事業所単位で定められた保険料率と一般拠出金率を乗じて算出します。

次に、今年申告する概算保険料を、平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一

日までの期間に労働者へ支払った賃金見込額（※一）に、各事業所単位で定められた保険料率（※二）を乗じて算出します。

最後に、昨年度に納付した概算保険料額と今回算出した確定保険料との差額を不足分または超過分として、今回納付する概算保険料に加減します。

（※一）前年度の賃金総額の百分の五十以上百分の二百以下と見込まれる場合、前年度賃金総額を用います。

（※二）平成二十八年度保険料率は、雇用保険料率が引き下がりました。労災保険料率に変更はありません。

主な対象者の範囲	労災保険	名称や雇用形態にかかわらず、賃金を受け取る者（代表権、業務執行権を有する者は除く）
	雇用保険	名称や雇用形態にかかわらず、賃金を受け取る者で、次のいずれにも該当するもの ☆ 1週間の所定労働時間が20時間以上 ☆ 31日以上雇用見込みがある ただし、季節的雇用者・4カ月以上での雇用者・風間学生・65歳以上の新規雇用者は除く
主な賃金の範囲	労災保険 雇用保険 共通	基本給、時間外手当・役職手当等の各種手当、賞与、通勤手当など ※ 雇用保険料は、その年の4月1日現在で満64歳以上の者からは控除しないため、雇用保険料の賃金総額を算出する際には、該当者の賃金は控除すること。

(主な事情を掲載)

<昭和61年4月1日以後の期間>

- *日本人で海外居住期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間※
- *平成3年3月までの学生(夜間制、通信制を除く。年金法上の各種学校を含む)で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *国民年金任意加入中の保険料未納期間※

<昭和36年4月1日から昭和61年3月31日までの期間>

- *被用者年金加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *学生(夜間制、通信制、各種学校を除く)で国民年金に任意加入しなかった期間※
- *日本国籍を取得した方や永住の許可がされた方の取得・許可前の期間であって昭和56年12月までの在日期間※
- *日本人で海外に居住していた期間※
- *脱退手当金を受けた期間(昭和61年4月から65歳に達する日の前月までの間に保険料納付済期間(免除期間を含む)がある人に限る)
- *国民年金任意加入中の保険料未納期間※

(※は20歳以上60歳未満の期間に限る)

Q 私は昭和31年5月生まれの女性です。同月生まれの友人は「年金の請求書類が届いたので年金の手続きをした。」とのことですが、私には納付等月数285月と記載されたハガキが届き、年金請求書が届きません。私は年金が受け取れないのでしょうか。

年金保険料の納付月数が足りない

A 年金納付等月数が300月以上ある方には、一定の年齢に達したときに日本年金機構に届け出ている住所・氏名宛に年金請求書が郵送されます。しかし、住所変更や氏名変更を届け出していない場合、年金請求書が届かないことがあります。また、相談者のケースのように納付等月数が300月未満の方は、年金を請求できる方なのかコンピューターによる自動判断ができないために年金請求書は届きません。

このような場合、左記のような事情に該当する方は、その事情の月数分を加算して300月以上になると年金を請求することができます。

なお、被用者年金制度(厚生年金・共済組合)に12月以上加入したことがある方は、65歳を待たずに年金請求が可能です。年金請求手続きが遅れた場合、本来受給できたはずの年金の一部が時効により受給できなくなることがありますので、手続き漏れにはご注意ください。

児童扶養手当の加算額が変わります

母子家庭等に支給されている児童扶養手当のうち、第二子の加算額と第三子以降の加算額が、平成二十八年八月一日より変更されることとなりました。従来、定額加算を廃止し、今回特に経済的に厳しい状況にあるひとり親の家庭に重点を置いて改善を目的として、それぞれの家庭の所得に応じて加算額が決定されます。第一子への支給計算等は変更ありません。

	現 行	平成28年8月より (平成28年12月支払)
子どもが1人の場合	全部支給: 42,330円 一部支給: 42,320円 ~9,990円 (所得に応じて決定)	変更なし
子ども2人目の加算額	定額5,000円	全部支給: 10,000円 一部支給: 9,990円 ~5,000円 (所得に応じて決定)
子ども3人目以降の加算額 (1人につき)	定額3,000円	全部支給: 6,000円 一部支給: 5,990円 ~3,000円 (所得に応じて決定)

六月の労務手続 「提出先・納付先」

- 一日(七月十一日)
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出
「都道府県労働局または労働基準監督署」
- 一〇日
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
「公共職業安定所」

編集後記

今年も労働保険料申告納付の時期が来ました。金融機関での申告納付が可能なることをご存知の方は多いのですが、年金事務所内で申告書の受付のみであれば可能なことは意外と知られていません。受付時期等の詳細は、管轄の年金事務所でお尋ねください。(きん)

- 労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
「労働基準監督署」
- 三十日
- 健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・FAX 075-611-5300
e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com